

# 湯河原町 国土強靱化地域計画

令和5年3月

湯 河 原 町

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨・位置付け

1	計画策定の趣旨	1
2	町地域計画の位置付け	2
3	地域防災計画との関係	2
4	計画策定の進め方	3
5	基本姿勢	4

## 第2章 本町の地域特性と被害想定

1	自然的条件	5
2	社会的条件	6
3	被害想定	6

## 第3章 基本的な考え方

1	前提となる災害	8
2	基本目標	8
3	事前に備えるべき目標	9
4	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定	10
5	施策分野の設定	11

## 第4章 脆弱性の評価・取組の方向性

1	脆弱性の評価及び取組の検討手法	16
2	脆弱性の評価結果に基づくマトリクスの作成	16
3	リスクシナリオ別の脆弱性の評価・取組の方向性	19

## 第5章 町地域計画の進行管理

1	取組事業の精選と計画的な事業の実施	50
2	取組の評価	50
3	計画期間と全体の取組の見直し・改善	50

## 第1章 計画策定の趣旨・位置付け

### 1 計画策定の趣旨

国は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、個々の災害が発生するたびに事後対策を繰り返すことを避けるため、必要な事前防災・減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、平成25（2013）年12月に、どのような大規模災害が起きても、都市の主要な機能を機能不全にさせない、強くしなやかなまちづくりを国及び地域が主体となって平時から進めることで、より安全・安心な国づくりにつなげることを目的に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）を制定しました。

この基本法に基づき「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が平成26（2014）年6月に定められました。平成30（2018）年12月には、新たに発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化を踏まえ、国基本計画の改定を行っています。

神奈川県においては、このような国の動きに合わせて、平成29（2017）年3月に県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「神奈川県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定しました。

本町においても、令和元年東日本台風（台風第19号）や令和3年7月・8月の大雨災害等による被害を受け、近年、台風や大雨による被害が甚大化する傾向となっていることなどから、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、災害から迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」をもった地域づくりを推進するため、本町の強靱化に関する指針となる「湯河原町国土強靱化地域計画」（以下「町地域計画」という。）を策定し、国や県及び関係団体等との連携や協力を得ながら、災害リスクを減らすための事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的に推進するものです。

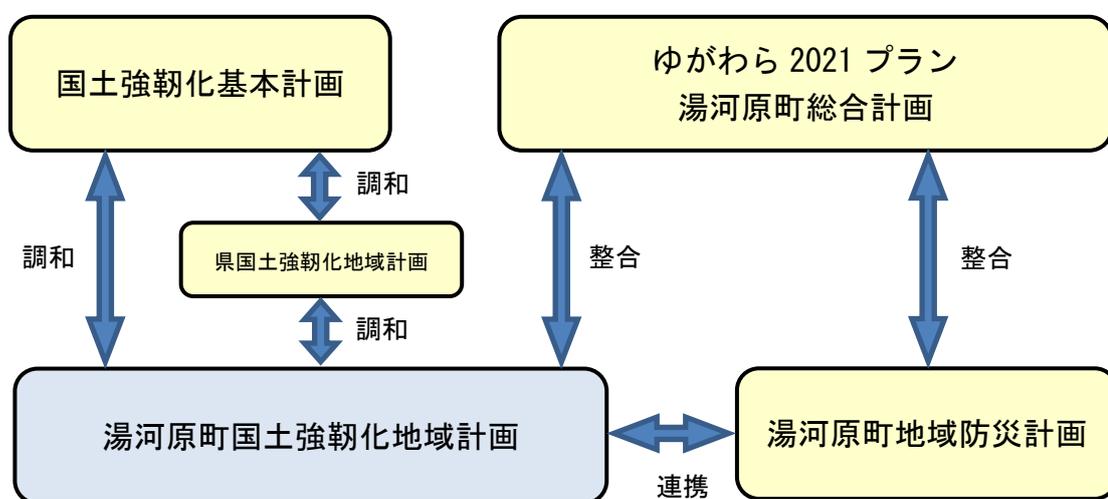
#### 【国土強靱化とは】

大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

## 2 町地域計画の位置づけ

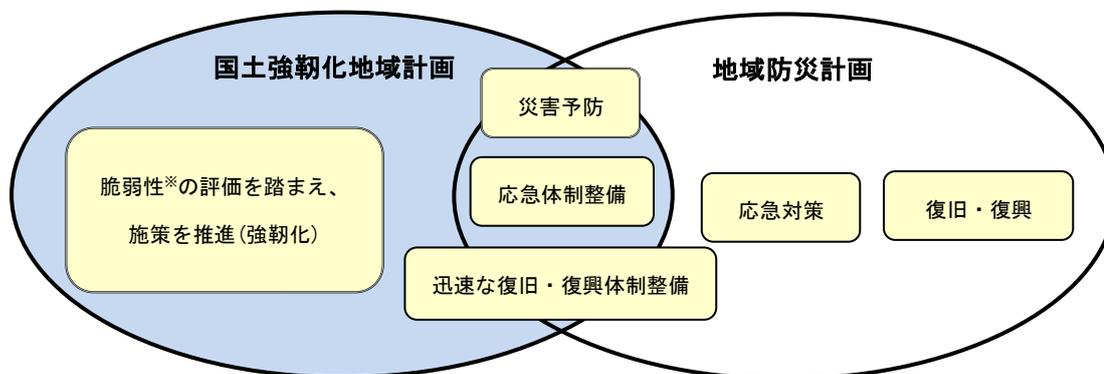
町地域計画は、基本法第 13 条に基づき策定する国土強靱化地域計画であり、国基本計画、県地域計画と調和した、本町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための様々な指針となるものです。

このため、町政の基本方針であるゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）（以下「町総合計画」という。）との整合を図り、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき策定した湯河原町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）とも連携した計画として策定しました。



## 3 地域防災計画との関係

町地域計画は、本町に発生しうる災害のリスクを考慮し、最悪の事態に陥ることを避けられるように、事前の取組を定めたものである一方、地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、災害予防対策のほか、災害時の応急対策や発災後の復旧・復興対策について定めたものです。

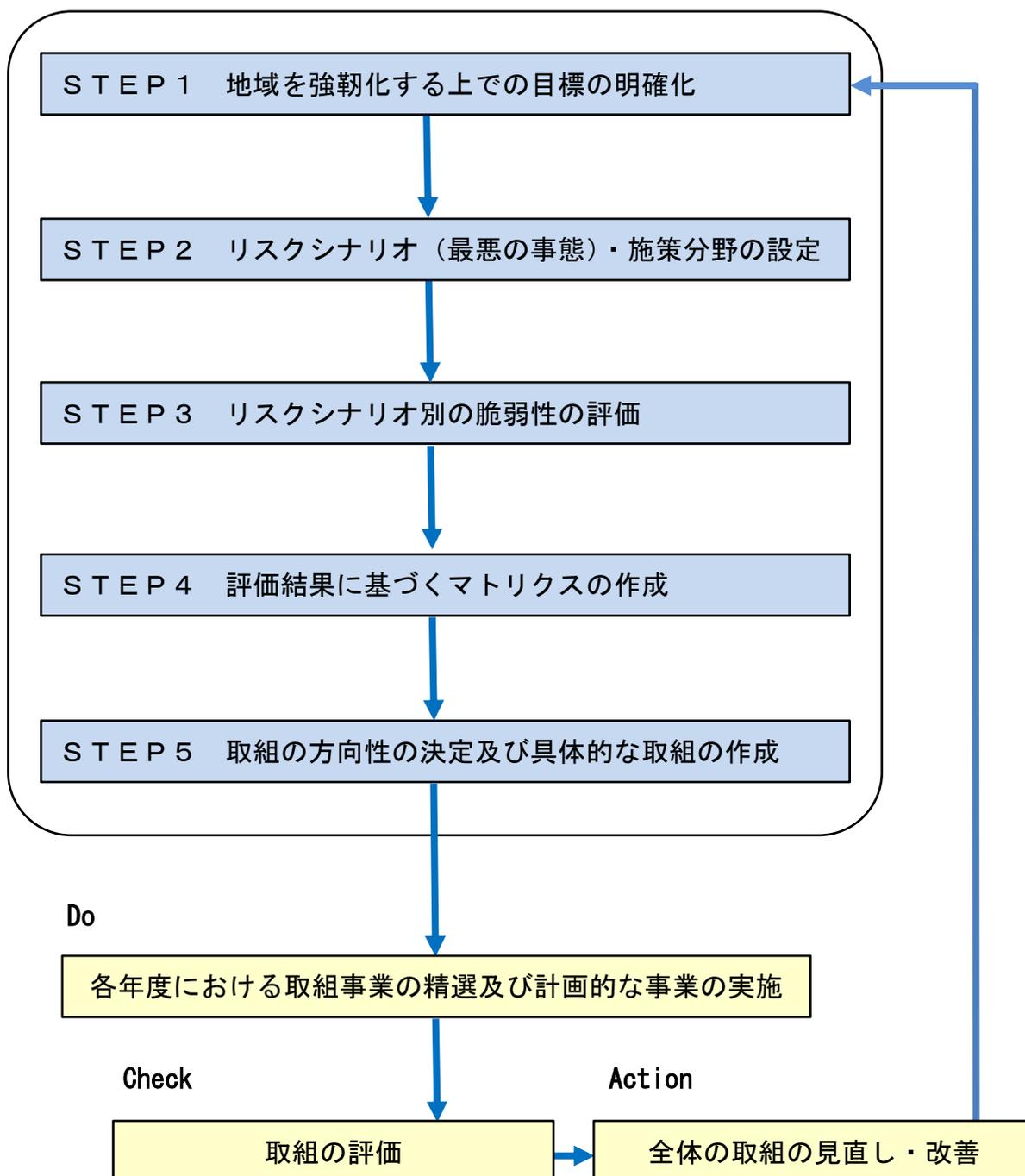


※脆弱性：もろくて弱い性質のこと

#### 4 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、次の手順により策定を行いました。

##### Plan



## 5 基本姿勢

本町の強靱化に向けた取組は、様々な主体が一体的かつ横断的な体制の下で、一丸となって推進していく必要があります。そのためには国、神奈川県、関係団体、民間事業者、町民等との連携・協力を進めることが重要であり、平時から様々な取組を通じ、体制の構築と向上を進めていく必要があります。

### (1) 自助・共助・公助

本町の強靱化を効果的に推進するため、自助・共助・公助の概念に基づき、行政、民間事業者、町民等が連携・役割分担をしながら、多様な施策を推進します。

また、強靱化の妨げとなる原因を検証し、短期的な視点によらず、中・長期的な視点を持って、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら、計画的に取り組んでいます。



### (2) 多様な視点での推進

各地域の担い手が適切に活動できる環境の整備や、高齢者、障害のある人、乳幼児等の災害時要援護者への配慮、環境との調和や景観の維持等、多様な視点から効果的に強靱化に資することができる施策を推進します。

## 第2章 本町の地域特性と被害想定

### 1 自然的条件

#### (1) 位置と地勢

本町は、神奈川県西南端に位置し、東部は真鶴町、北東部は小田原市、北西部は箱根町、西部は静岡県函南町、南西部は静岡県熱海市に接しており、東京から約90km、横浜から約60kmにあります。

また、町域は、東西10.1km、南北6.8kmで、総面積は40.97km<sup>2</sup>です。

地勢は、海岸線を除いた三方を箱根、伊豆・熱海の山々に囲まれ、相模灘に向かって流れる新崎川と千歳川の流域に帯状の平坦地があるほかは、穏やかな丘陵地と傾斜が急な山地によって形成されています。

#### (2) 気象

本町は、三方を箱根、伊豆、熱海の山々に囲まれ、冬季にふきぬける寒風は、三方の山々がさえぎり、相模灘の黒潮の影響を受けて、年間を通じて温暖な気候です。令和3年の年間平均気温は、17.5℃、月平均の降水量は、199.3mmです。

#### (3) 地質・地盤

本町は、熱海火山、湯河原火山、箱根火山から流出した溶岩流が堆積し、広河原付近では、多量の緑色あるいは雑色の火山礫凝灰岩(湯ヶ島層群)や少量の黒色頁岩(頁岩とは、剥離性をもった泥質岩)、緑白色凝灰岩を伴って形成されており、温泉作用により白色化しているところが多くみられます。

また、太平洋プレート、フィリピン海プレート等が錯綜する地域であるため、東海地震、神奈川県西部地震の発生の切迫性が指摘される自然条件下にあります。

#### (4) 活断層

断層とは、ある面を境にして両側の地層にずれがみられる地質の構造で、過去に繰り返し活動し、将来も活動する可能性があるものを特に活断層といいます。

本町では、県等の調査により活動度が高いとされるA級活断層(※1)及び主要起震断層の存在は無いとされていますが、町内竹ノ沢から箱根町方面へ西北西に走向するB級活断層(※2)の北伊豆断層系(箱根湯河原断層)が存在します。

(※1) A級活断層とは、平均1,000年で1m以上10m未満の変位速度(長期間のずれ量をその期間の年数で割った値)のある活断層です。

(※2) B級活断層とは、平均1,000年で0.1m以上1m未満の変位速度(長期間のずれ量をその期間の年数で割った値)のある活断層です。

## 2 社会的条件

### (1) 人口

令和4年1月1日現在の本町の人口は、24,151人(男11,384人、女12,767人)、1km<sup>2</sup>当たりの人口密度は587人です。

令和4年1月1日現在の人口の年齢構成については、0～14歳までの年少人口が7.2%、15～64歳の生産年齢人口が50.7%、65歳以上の高齢者人口が42.1%となっています。本町は、県内でも高齢化率の高い市町村の一つであり、いわゆる要配慮者が多いと考えられます。

### (2) 土地利用

令和3年現在の本町の土地利用状況は、宅地3.069km<sup>2</sup>、畑3.041km<sup>2</sup>、山林14.524km<sup>2</sup>、原野0.003km<sup>2</sup>、その他20.333km<sup>2</sup>で、自然的土地利用を主とした中で都市的土地利用が見られます。

### (3) 交通

本町の道路体系は、海岸線を通る国道135号と箱根方面に延びる県道75号が道路網の骨格をなしています。また、鉄道は、東海道本線と東海道新幹線が通り、東海道本線の停車駅である湯河原駅を中心としてバス交通が展開しています。

また、国道135号は、週末や休日には渋滞が慢性化しており、災害時の緊急車両等の通行への影響が懸念されます。

### (4) 都市構造

令和3年現在の本町の都市計画法による地域別の面積は、用途地域399ha(9.73%)、風致地区3,448ha(84.12%)、特別用途地区101ha(2.46%)、準防火地域221ha(5.39%)となっています。また、町内のガソリンスタンドや地下タンク貯蔵所等の危険物備蓄施設数は、62施設あります。

## 3 被害想定

### (1) 地震

地震発生の切迫性は、想定する地震によって現在から数百年以上先と幅があるものです。したがって、より切迫性が高いものから短期的に対応ができる対策を推進し、最終的には数百年先に発生するかもしれない地震についても、構造物が壊れない又は壊れても人を傷つけないまちづくりを目指す必要があることから、次の3つの地震を計画策定の条件とします。

なお、この想定は、「神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)」に基づいています。

目 標	対象とする想定地震	対 策 の 主 眼
短期的目標 (5 か年以内)	より切迫性が高い神奈 川県西部地震	災害時応急活動事前対策の充実
中期的目標 (10 か年以内)	マグニチュード8クラ スの大正型関東地震	地震災害予防対策の充実 都市の安全性の向上 (防災上重要な施設を中心に)
長期的目標 (10 か年超)	相模トラフ沿いの最大 クラスの地震	都市の安全性の向上

## (2) 津波

### ア レベル1 津波

発生頻度は高く、津波高は、本町の堤防等より低いものの、大きな被害をもたらす津波で、大正関東地震による津波を想定とし、その被害は、「津波防災地域づくりに関する法律」(平成23年法律第123号)に基づき、平成27年3月に神奈川県が公表したT.P+6.2mを計画策定の条件とします。

### イ レベル2 津波

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば本町の堤防を越え、甚大な被害をもたらす津波で、相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)による津波を想定とし、その被害は、「津波防災地域づくりに関する法律」(平成23年法律第123号)に基づき、平成27年3月に神奈川県が公表したT.P+13.3mを計画策定の条件とします。

## (3) 風水害

本町は、概ね5月から10月にかけて大雨や強風により被害が発生しており、これらの被害の原因は、「梅雨前線や秋雨前線と低気圧に伴う大雨」や「台風」によるものとなっています。気象、地形・地質、都市構造等の複数の要因が重なり合って発生することが多く、定量的に被害予測をすることは困難です。

このことから、気象想定等での過去の被害状況を基礎資料にするとともに、これらに起因して発生する可能性のある浸水・洪水、土砂災害、高潮等を被害想定とします。

## 第3章 基本的な考え方

### 1 前提となる災害

あらゆる大規模災害に備えるという国土強靱化の趣旨を踏まえて、次の自然災害を想定リスクとします。

地震、地震火災、地震による津波、浸水（洪水、内水、高潮、高波）による被害、土砂災害（土石流、崖崩れ）、噴火による降灰等の自然災害全般

### 2 基本目標

自然災害発生時は、人命の保護が最優先事項です。また、国土強靱化の本質が強さとしなやかさであることから、致命傷を回避し、被害を最小化するための強さを備え、さらには被災後の迅速な復旧・復興を目指した、しなやかさも備えることが重要です。

以上を踏まえ、本町の強靱化を推進するにあたり、国基本計画に掲げられた基本目標及び地方自治体としての役割等を踏まえ、次の4つの「基本目標」を設定しました。

基本目標
○ 人命の保護が最大限図られること
○ 町域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
○ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
○ 迅速な復旧・復興

### 3 事前に備えるべき目標

基本目標の達成に向けて、本町の地域特性や、過去の災害等の教訓を踏まえながら、町地域計画を推進するための具体的な目標として、次の5つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。

事前に備えるべき目標	
1	直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能や情報通信機能等を確保する
4	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させ、経済活動を機能不全に陥らせない
5	複合災害・二次災害を発生させず、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

#### 4 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定

4つの基本目標と5つの事前に備えるべき目標を基に、国基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」、県地域計画の40の「起きてはならない最悪の事態」との整合を図りながら、本町の地域特性やまちづくり政策を考慮し、13の「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」(以下「リスクシナリオ」という。)を設定しました。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	風水害や土砂災害、大津波等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	町の孤立による自衛隊、警察、消防、海保等の救助・救急活動等の難航
		2-2	大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-3	被災地や避難所等における要配慮者等の健康被害と感染症等の大量発生
3	必要不可欠な行政機能や情報通信機能等を確保する	3-1	職員・施設等の被災による町災害対策本部と行政機能の低下
		3-2	情報通信の機能不全
4	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させ、経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	ライフラインの長期間にわたる機能停止及び食料等の安定供給の低下
		4-2	緊急輸送道路網・東海道本線の分断による交通ネットワークの機能停止
		4-3	漁港施設、船舶の被災による漁港機能・海上輸送機能の低下
5	複合災害・二次災害を発生させず、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	5-1	農地や森林、海岸等の荒廃による地域産業力の低下
		5-2	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		5-3	観光資源の被災、風評被害等による来町者の減少と地域経済への影響

## 5 施策分野の設定

本町の様々な施策がリスクシナリオに対し、強靱化に資するものとして適切に講じられているかを確認するため、施設分野を設定します。

本町では、町総合計画の5つの「まちづくりの基本目標」に基づく18の「施策の大綱」から、57の「施策分野」を設定しました。

まちづくりの基本目標		施策の大綱		施策分野
1	魅力と活力にあふれにぎわいのあるまちづくり	I	<u>観光の振興</u> 風光明媚な自然と人々の心と体を癒してきた温泉を活かし、本町の基幹産業である観光業振興と、創意工夫に満ちた意欲的な取組を支援します。	観光 温泉
		II	<u>地域産業の振興</u> 本町の地域性を活かし、農業、林業、漁業、商業の産業間相互の連携を促進し、魅力あふれる地域産業の振興を図ります。	商業・サービス業 工業 農業 林業 漁業・海業
		III	<u>雇用の確保</u> 幅広い世代の雇用確保のため、関係機関との連携や近隣市町村と連携した取組を推進し、雇用の確保に努めます。また、労働環境の改善に努めます。	雇用対策 勤労者福祉
		IV	<u>地方創生の推進</u> 人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図るため、出産・子育てしやすい環境の整備や移住・定住促進、地域の魅力発信などを分野横断的に取り組みます。	地方創生

まちづくりの基本目標		施策の大綱		施策分野
2	ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり	I	<u>保健・医療の充実</u> いつまでも健やかに元気で暮らすために、自らが病気の予防と心身の健康管理が行えるよう健康増進に取り組めます。また、感染症等の対策についても関係機関と連携し、地域医療の充実に努めます。	健康づくり 予防対策 医療
		II	<u>共生社会の実現</u> 誰もがその人らしく生活できる環境づくりを支えながら、笑顔で生き生きと暮らせるよう、各種福祉施策を展開し、また、関係機関と連携することで、誰一人取り残されない社会の実現に努めます。	地域福祉 児童福祉・子育て支援 障がい児者福祉 高齢者福祉
		III	<u>社会保障の充実</u> 保険・年金制度の適正な運営と生活支援対策の充実に努め、いざというときに頼りになるセーフティネットの確立に努めます。	介護保険 社会保険 生活支援・ひとり親福祉

まちづくりの基本目標		施策の大綱		施策分野
3	四季彩と暮らしが 調和した安全・安心のまちづくり	I	<u>計画的な土地利用による自然環境の保全</u> 自然豊かな地域性を活かし、環境に配慮した総合的、計画的な土地利用を推進します。また、環境の保全・再生に対する教育・学習を充実させ、自然環境の保全と活用に取り組みます。	地球温暖化防止対策 自然保護 土地利用 景観 公園・緑地・水辺
		II	<u>持続可能な生活環境の構築</u> 環境問題を町民一人ひとりが身近なこととして考え、ごみの減量化やリサイクル、排水の浄化に努め、次世代に豊かな自然環境をつないでいけるよう、持続可能な生活環境の構築に努めます。また、少子高齢化による自治会運営の対応についても、地域性を考慮した課題解決に努めます。	循環型社会の構築 し尿・浄化槽汚泥処理 環境衛生 上下水道
		III	<u>安全・安心の実現</u> 災害等に迅速かつ適切に対応できるよう、公助としての防災、消防、救急体制の充実と、自助による防災意識及び共助による互助意識の向上に取り組みます。また、防犯対策や空き家対策、交通安全の啓発など日常生活における安心の実現に努めます。	防災・危機管理 治山・治水 交通安全 防犯 消防救急 消費生活

まちづくりの基本目標		施策の大綱		施策分野
		IV	<u>交通ネットワークの整備</u> 交通の骨格となる基幹道路や町民の日常生活に欠くことのできない道路の整備に取り組みます。また、公共交通網の確保・維持に努めます。	道路整備 公共交通
4	生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり	I	<u>生涯にわたる学びの推進</u> 教育環境の変化に対応した幼児・学校教育の充実と生涯を通じて学習、スポーツ活動ができるよう、情報の提供や環境の整備に取り組みます。	家庭教育 幼児教育 学校教育 生涯学習 スポーツ 青少年健全育成
		II	<u>文化芸術の振興・保存</u> 先人が築き伝え残してきた地域文化や文化財、伝統行事などの保護・保存に努めます。また、多彩な感性を磨く町民の主体的な文化活動を促進し、魅力ある湯河原文化を育みます。	文化芸術 文化財・史料
		III	<u>多文化共生の推進</u> 国籍などの違いを超えて、多様性を理解し、様々な文化と共生できるまちづくりをめざします。また、世界に目を向けた人材が育つよう、国際交流を推進するほか、国内外の親善都市等との交流について推進します。	国際理解 国際交流 地域間交流

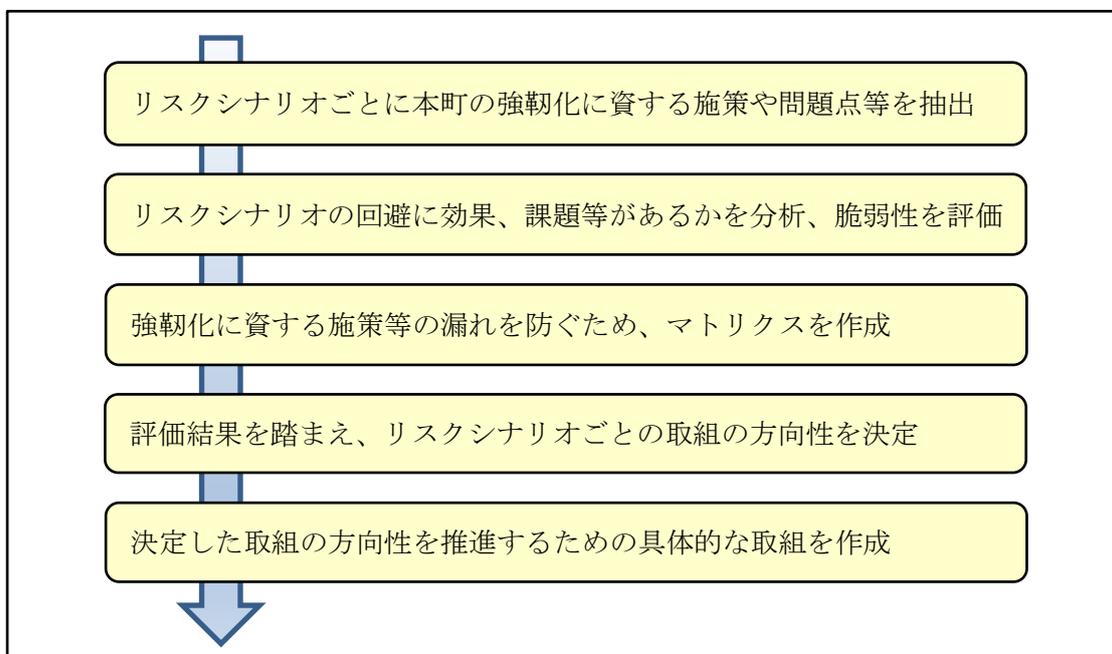
まちづくりの基本目標		施策の大綱		施策分野
5	みんなでつくる自立と協働のまちづくり	I	<u>情報の共有</u> 行政情報がすべての人に届くように、多様な発信に取り組むとともに、町民参画による協働のまちづくりを推進します。一方で個人情報の保護にも努めます。	情報公開 広報広聴 情報化
		II	<u>協働によるまちづくりの推進</u> 町民、議会及び町がそれぞれに果たすべき責任を自覚して、役割を分担しながら協働によるまちづくりを推進します。また、NPOや企業、団体など多様な主体と連携し、それぞれの強みを活かした協働を推進します。	町民参加 人権・男女共同参画 コミュニティ
		III	<u>社会環境の変化に対応した行政運営の推進</u> 多様化する住民ニーズに対応するため、デジタル技術の活用や行財政改革を推進し、持続可能な行政運営の推進に努めます。	行政経営 財政運営
		IV	<u>広域行政の推進</u> 近隣の自治体との連携により、広域的な課題解決に取り組めます。	広域行政

## 第4章 脆弱性の評価・取組の方向性

### 1 脆弱性の評価及び取組の検討手法

本町では、これまでも事前防災・減災及び強靱化に資する施策に取り組んできましたが、想定し得る最大規模の災害や過去の災害の教訓を踏まえ、これまで以上に施策の推進を図る必要があります。

そのため、「リスクシナリオ」及び「施策分野」の設定に基づく本町の脆弱性を評価し、リスクシナリオを回避するために必要となる取組の方向性と具体的な取組をまとめました。



### 2 脆弱性の評価結果に基づくマトリクスの作成

脆弱性の評価結果を踏まえ、個々のリスクシナリオに対する取組の方向性を施策分野ごとに整理してマトリクスにまとめました。

このマトリクスにより、本町の強靱化に資する施策等に漏れがないことや、関連する施策の進捗状況、連携等を確認することができます。

#### 【マトリクスの見方】

- ・ 縦軸にリスクシナリオ、横軸に施策分野を配置しています。
- ・ リスクシナリオに対して取り組む施策分野がある場合に「●」を記載

## 脆弱性の評価結果に基づくマトリクス

まちづくりの基本目標		1	2	3	4	5
		魅力と活力にあふれにぎわいのあるまちづくり	ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり	四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり	生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり	みんなであつくる自立と協働のまちづくり
施策分野		観光 温泉 商業・サービス業 工業 農業 林業 漁業・海業 雇用対策 勤労者福祉 地方創生	健康づくり 予防対策 医療 地域福祉 児童福祉・子育て支援 障がい児童福祉 高齢者福祉 介護保険 社会保険 生活支援・ひとり親福祉	地球温暖化防止対策 自然保護 土地利用 景観 公園・緑地・水辺 循環型社会の構築 し尿・浄化槽汚泥処理 環境衛生 上下水道 防災・危機管理 治山・治水 交通安全 防犯 消防救急 消費生活 道路整備 公共交通	家庭教育 幼児教育 学校教育 生涯学習 スポーツ 青少年健全育成 文化芸術 文化財・史料 国際理解 国際交流 地域間交流	情報公開 広報広聴 情報化 町民参加 人権・男女共同参画 コミュニティ 行政経営 財政運営 広域行政
リスクシナリオ						
1-1	建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生	●	●	●		●
1-2	風水害や土砂災害、大津波等による多数の死傷者の発生		●	●		●
2-1	町の孤立による自衛隊、警察、消防、海保等の救助・救急活動等の難航		●	●		
2-2	大量の帰宅困難者の発生、混乱	●				●
2-3	被災地や避難所等における要配慮者等の健康被害と感染症等の大量発生		●		●	●
3-1	職員・施設等の被災による町災害対策本部と行政機能の低下			●	●	
3-2	情報通信の機能不全			●		●

まちづくりの基本目標		1	2	3	4	5
		魅力と活力にあふれにぎわいのあるまちづくり	ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり	四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり	生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり	みんなでつくる自立と協働のまちづくり
施策分野		観光 温泉 商業・サービス業 工業 農業 林業 漁業・海業 雇用対策 勤労者福祉 地方創生	健康づくり 予防対策 医療 地域福祉 児童福祉・子育て支援 障がい児福祉 高齢者福祉 介護保険 社会保険 生活支援・ひとり親福祉	地球温暖化防止対策 自然保護 土地利用 景観 公園・緑地・水辺 循環型社会の構築 し尿・浄化槽汚泥処理 環境衛生 上下水道 防災・危機管理 治山・治水 交通安全 防犯 消防救急 消費生活 道路整備 公共交通	家庭教育 幼児教育 学校教育 生涯学習 スポーツ 青少年健全育成 文化芸術 文化財・史料 国際理解 国際交流 地域間交流	情報公開 広報広聴 情報化 町民参加 人権・男女共同参画 コミュニティ 行政経営 財政運営 広域行政
リスクシナリオ						
4-1	ライフラインの長期間にわたる機能停止及び食料等の安定供給の低下	●		●	●	●
4-2	緊急輸送道路網・東海道本線の分断による交通ネットワークの機能停止			●		
4-3	漁港施設、船舶の被災による漁港機能・海上輸送機能の低下	●		●		
5-1	農地や森林、海岸等の荒廃による地域産業力の低下	●				
5-2	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	●		●		●
5-3	観光資源の被災、風評被害等による来町者の減少と地域経済への影響	●				●

### 3 リスクシナリオ別の脆弱性の評価・取組の方向性

#### 1 直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

#### 脆弱性の評価

##### ① 住宅・建物等の倒壊・延焼等

本町の住宅や建築物は、耐震改修が未実施の住宅等が多数存在し、管理不十分な老朽化した空き家も散見されることから、住宅密集地での連鎖的な建物倒壊や火災の延焼拡大が懸念され、避難や救助活動に支障が生じる可能性があります。

そのため、建物の耐震診断や耐震改修を推進するとともに、消防本部・消防団の消防車両、救急車両及び各種資機材等の更新、整備及び消防水利や耐震性能を有する防火水槽等の整備が必要です。

また、神奈川県被害想定では、最大規模の地震となる相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）において、本町は、震度6弱の地震と最大13.3mの津波により、住宅や公共施設など家屋全壊が990棟、死者が1,550人発生すると想定されており、住宅密集地が火災により延焼拡大した場合は、さらに死傷者が発生するおそれがあり、通常時の火葬場における火葬能力を超える火葬件数となることが想定されるため、ご遺体の取扱いを遅滞なく進める必要があります。

##### ② 避難場所となる公共施設の整備

避難所に指定している公共施設には、非構造部材（窓ガラス・照明等）を含む耐震対策や防災・安全機能が不十分な施設や設備があり、災害時において避難者が安全に安心して避難生活できる施設等が必要です。

緊急避難場所に指定している公園については、町民1人あたりの面積が他市町村に比較して多いとはいえ、かつ防災機能が不十分なため、避難者をより多く収容し、かつ機能的な施設等が必要です。

また、避難が長期化した場合の仮設住宅を設営する候補地の検討を進める必要があります。

##### ③ 社会資本等の整備

高度経済成長期に整備された社会資本等が、今後一斉に老朽化していくことが見込まれ、長寿命化計画等に基づく適切な維持管理等が必要です。

また、民間の福祉施設や介護施設には、老朽化した施設や防災設備があり、各種補助金等を活用し、その建替えや耐震改修等を推進します。

#### ④ 自助・共助の必要性

本町の65歳以上の高齢者人口は約4割を占め、災害時に弱い立場に置かれる避難行動要支援者に対する避難支援や、園児、児童・生徒の登下校時や校内等における様々な場面を想定した危機管理体制の確保など、自助・共助による避難の重要性を周知する必要があります。

また、各家庭では、家具の転倒防止や避難場所までの避難ルートの確認など自助に対する意識の強化を図る必要があります。

#### ⑤ 道路及び消防力の強化

町全体の地形が、穏やかな丘陵地と傾斜が急な山地によって形成されているため、その傾斜地にある居住区域の町道や農林道の幅員が狭くなっている箇所が随所に存在し、災害の発生により、これらの道路の通行不能や消火用水の不足のため、救助や消火活動が遅延し、死傷者の拡大につながるおそれがあります。

また、通学路や避難路において、地震災害時などに倒壊の恐れがある組積造（ブロック塀等）や危険木の除却の推進が必要です。

## 取組の方向性

- ・ 建物の耐震診断や耐震改修を推進します。
- ・ 迅速かつ効果的な消火・救急体制の構築を図ります。
- ・ 広域的な相互火葬体制の確立を図ります。
- ・ 避難場所となる公共施設の整備や社会資本の長寿命化に取り組めます。
- ・ 自助・共助の取組を促進するとともに、避難行動要支援者や児童などの避難支援体制の強化を図ります。

## 具体的な取組

- 旧耐震基準の建物の耐震診断や耐震改修の推進
- ホテル等大規模施設の耐震改修の推進
- 駅や大型店舗など不特定多数の者が利用する施設等に対する地震発生時の安全対策、応急体制の整備の推進
- 老朽化した空き家の除却や適正管理指導の推進
- 消防車両・救急車両、防災資機材及び防火水槽等の整備・維持管理
- 棺(ひつぎ)資材等の調達及び遺体搬送手段の整備
- 多数ご遺体安置場所の確保及び隣接市町との広域火葬体制の確立
- 避難場所となる公園や公共施設の安全対策及び防災機能の整備
- 避難所となる学校、保育園及び地域会館等の長寿命化及び防災機能の整備
- 福祉避難所として協定を締結している民間福祉施設の耐震対策及び防災機能の整備に対する支援
- 避難行動要支援者支援システムを活用した要避難支援者の個別避難計画の作成支援及び避難支援施策の推進
- 学校、保育園における避難訓練等の継続実施
- 国や県と連携した応急仮設住宅の迅速・的確な提供及び建設箇所の検討
- 自主防災組織による地区防災計画の作成推進
- 自主防災リーダー研修会等の開催と女性を含む参加の促進
- 自主防災組織訓練や地域交流による自助・共助の取組の強化
- 住宅密集地や道路幅員狭小箇所の救急・消防体制の整備
- 組積造（ブロック塀等）撤去・住宅リフォーム費用の一部助成の推進

## 1-2 風水害や土砂災害、大津波等による多数の死傷者の発生

### 脆弱性の評価

#### ① 風水害や土砂災害

本町は、町内の随所で神奈川県「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、「急傾斜地法」に基づく急傾斜地崩壊危険区域、国の砂防指定地、地すべり防止区域の指定を受けており、近年の気候変動による降水量の増大などにより、このような区域で風水害や土砂災害が発生するおそれが高まっています。

令和3年7月3日の大雨災害（気象庁が土砂災害警戒情報を発表）において発生した土砂災害等は、そのほとんどが土砂災害警戒区域内で発生しており、特に特別警戒区域（レッドゾーン）又は複数の警戒区域が重複するような生活区域で、激甚災害が発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがあります。

#### ② 浸水害

本町は、神奈川県「水防法」に基づく藤木川・千歳川・アケジ沢、新崎川の洪水浸水想定区域の指定を受けており、発生頻度は極めて低いものの想定し得る最大規模の降雨が発生した場合、多数の区域で0.5mから3.0m程度浸水する想定となり、多くの生命や財産が被害を受けるおそれがあります。

#### ③ 津波

本町は、神奈川県「津波法」に基づく津波災害警戒区域の指定を受けており、同県の被害想定では、相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）による津波（最大13.3m）で、国道135号の一部と人口が密集する沿岸地区が浸水し、かつ、津波到達時間が5分から6分で比較的短いことから、多くの死傷者と行方不明者が発生するおそれがあります。

## 脆弱性の評価

### ④ 富士山火山噴火

河川上流の山間部に多くの降灰が堆積した場合、その後の大雨等により土石流や土砂災害を発生する可能性を否定することはできません。

### ⑤ 災害警戒区域内の要配慮者利用施設の整備

各種災害警戒区域内に、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が利用する要配慮者利用施設が存在し、安全を確保するための対策が必要です。

このような施設に対しては、国土交通省令で定めることにより、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画の提出や避難誘導等の訓練を継続的に実施するよう指導していく必要があります。

また、対象となる民間の要配慮者利用施設の老朽化に対しては、その大規模改修などに対する支援が必要です。

## 取組の方向性

- ・ 各種災害警戒区域と避難行動等の周知を図ります。
- ・ 各種災害に応じたハード対策を推進します。

## 具体的な取組

- 神奈川県による砂防えん堤工事、急傾斜地やのり面对策工事等の促進
- 神奈川県による千歳川・藤木川や新崎川の河床整理や護岸整備の促進
- 神奈川県による河川水位計の増設
- 洪水浸水区域を周知する看板等の設置
- 夜間でも視認容易な海拔表示板、津波避難誘導板、津波避難ビル表示板の再整備
- 各種災害ハザードマップ（ゆがわら防災マップ）の継続的な見直し・修正
- 災害想定に基づいた土砂災害防災訓練、津波対策訓練、富士山火山防災訓練、総合防災訓練、防災講演会などの継続的な周知と実施
- 災害警戒区域等内に所在する要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・提出及び避難訓練実施の推進
- 災害警戒区域内における民間の要配慮者利用施設等に対する補助金等を活用した大規模改修等の推進

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する

### 2-1 町の孤立による自衛隊、警察、消防、海保等の救助・救急活動等の難航

#### 脆弱性の評価

##### ① 町の孤立

町外に通じる道路等は、小田原市方面が、国道 135 号、県道 740 号及び真鶴ブルーライン、熱海市方面が、国道 135 号及び熱海ビーチライン、箱根町方面が、県道 75 号及び湯河原パークウェイが主要道路となります。

令和 3 年 8 月 15 日の大雨（気象庁が大雨警報・洪水警報を発表）では、このすべてが通行止めとなり、J R 東海道本線の運転見合わせと重なり、町は一時的に孤立し帰宅困難者が発生しました。

また、津波を伴う大規模地震が発生した場合も、同様の状況が発生するおそれがあります。

##### ② 救助・救急活動等の難航

多数の死傷者の発生を防ぐためには発災後 72 時間以内の救助が重要ですが、町の孤立や町外に通じる道路の通行規制等によって、自衛隊や緊急消防援助隊などの救助部隊の到着が遅延する可能性があります。

また、町全体の地形が、穏やかな丘陵地と傾斜が急な山地によって形成されているため、その傾斜地にある居住区域の道路幅員が随所で狭くなっており、救助活動等が難航する可能性があります。

そのため、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保など消防組織の充実を図る必要があります。

##### ③ 広域応援部隊の活動拠点及びヘリコプター臨時離着陸場の制限

本町の地域防災計画では、活動拠点及びヘリコプター臨時離着陸場の候補地を定めていますが、活動拠点の一部が指定緊急避難場所と重複し、大型ヘリコプターに適する離着陸場が一か所のみのため、より多くの応援部隊を集結することに制限があります。

#### ④ 災害拠点病院の不在

本町は、重症・重篤な傷病者などの受け入れや医療救護班の派遣などを担う災害拠点病院が指定されておらず、県西地域においては小田原市立病院と県立足柄上病院のみが指定されているため、町の孤立と相まって救急活動等が難航する可能性があります。

そのため、町災害医療本部と医師会等や医療機関との協力体制をより一層強化する必要があります。

## 取組の方向性

- ・ 緊急輸送道路等の閉塞を防止する取組を推進します。
- ・ 消防団員の確保など消防組織の充実・強化を図ります。
- ・ 広域応援部隊等の受け入れ体制を強化する取組を推進します。
- ・ 医師会等や医療機関との連携強化に努めます。

## 具体的な取組

- 緊急輸送道路を補完するための広域農道の早期完成
- 伊豆湘南道路の整備促進の働きかけ
- 国道 135 号の慢性的な渋滞を緩和するための整備の推進
- 西湘バイパスの再延伸の働きかけ
- 緊急輸送道路沿い建物の耐震化や電柱の地中化、街路樹等の適正管理など、事業推進の働きかけ
- 大規模災害発生時における緊急輸送道路等の道路開放の周知
- 海上輸送路となる福浦漁港の整備の推進
- 隣接市町との海上輸送路の使用に係る連携の推進
- 消防団員の確保及び資質の向上
- 広域応援部隊の活動拠点候補地となる総合運動公園、幕山公園及び駐車場の再整備及び受入体制の充実
- 災害派遣隊区担任部隊の陸上自衛隊東部方面混成団（横須賀市武山駐屯地）及び第 1 高射特科大隊（御殿場市駒門駐屯地）との災害派遣に関する平時からの連携
- ヘリコプター臨時離着陸場となる総合運動公園、各小学校グラウンド、桜木公園、湯河原海浜公園の再整備
- 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連携及び訓練等の継続実施
- 町内医療機関等との協力体制の推進

## 2-2 大量の帰宅困難者の発生、混乱

### 脆弱性の評価

#### ① 大量の帰宅困難者の発生

神奈川県は被害想定では、相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）及び大正型関東地震において、帰宅困難者が740人（2日間）、南海トラフ地震や神奈川県西部地震において、740人（1日間）発生すると見積もられており、令和3年8月15日の大雨（気象庁が大雨警報・洪水警報を発表）では、一時的に200人の帰宅困難者が発生しました。

また、東海道新幹線が町内において停車する可能性は否定できず、東海旅客鉄道株式会社から乗車者の避難支援（最大で上下線各1両、2,600人のうち、要配慮者を優先）を求められる可能性があります。

#### ② 帰宅困難者の発生による混乱

大量の帰宅困難者が発生し、その滞留時間が長いほど、駅周辺や温泉観光地、湯河原海岸（海水浴シーズン）において、二次災害や混乱のリスクが高まるおそれがあります。

## 取組の方向性

- ・ 帰宅困難者のための収容施設や駐車場の確保を推進します。
- ・ 企業等における施設内待機や事業者の施設の一時使用の確保を推進します。
- ・ 帰宅困難者への情報提供や帰宅のための移動手段に係る支援を図ります。

## 具体的な取組

- 駅前広場、商工会館、町立図書館など帰宅困難者収容施設の整備の推進
- 帰宅困難者のうち、特に要配慮者に配慮した避難所等での収容
- 帰宅困難車両に対する駐車スペースの確保の検討・推進
- 企業等における施設内待機計画策定の推進
- 事業者等が管理する施設を一時滞在施設として提供するための協定締結
- 災害関連情報や災害時帰宅支援ステーション情報の提供
- J R ・バス会社と連携した臨時便等の運行要請

## 2-3 被災地や避難所等における要配慮者等の健康被害と感染症等の大量発生

### 脆弱性の評価

#### ① 要配慮者等の健康被害

神奈川県の実害想定では、相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）において、地震発生から1カ月後の避難者数が4,360人と見積もられ、避難生活の長期化によって衛生環境が悪化し、特に避難所や自宅で避難されている要配慮者等の健康被害が懸念されます。

また、地震や津波、洪水、土砂災害による下水道の詰まりや溢水、ガレキや流出土砂、災害ゴミ等の堆積によって、その周辺の衛生環境が悪化するおそれがあります。

#### ② 避難所における感染症等の拡大

避難所等においては、新型コロナウイルス感染症などの感染症が発生・拡大するおそれがあります。

特に感染症対策に配慮した避難者収容備品（避難ルームなど）が配備されていない指定避難所（各保育園、町立図書館、ヘルシープラザ）では、その拡大が懸念されます。

また、各小学校体育館は空調設備が設置されておらず、各地域会館は停電時に使用できる一時的な空調設備が必要であり、要配慮者等に対し十分な避難生活環境を提供できない場合があります。

なお、このような避難者収容備品等を保管するためには、備蓄保管庫の増設等が必要です。

#### ③ ペットとの同行避難

避難所にはアレルギー疾患をお持ちの方や、衛生面・鳴き声などにストレスを感じる方もいらっしゃる可能性があります。この方々への配慮も必要なことから、飼い主の方には、ケージやキャリーケースを携行して避難所へ避難し、避難生活スペースから離れた指定場所に携行したケージ等を設置し飼育していただくか、車で避難所に避難し、駐車場の車内で飼育していただくようお願いしており、このような指定場所の拡充・整備が必要です。

また、災害で飼い主が不明になったり、怪我をしたペットを保護するための方策についても検討が必要です。

## 取組の方向性

- ・ 避難所や自宅で避難されている要配慮者等の健康被害の防止に係る取組を推進します。
- ・ 避難所における感染症等拡大防止や熱中症対策に係る取組を推進します。
- ・ 災害時におけるペットとの同行避難に係る周知と収容施設の整備・拡充を図ります。

## 具体的な取組

- 保健医療活動に係る防災訓練や研修会などへの参加の周知
- 保健士等による被災者等の自主的な健康増進と疾病予防の推進  
(栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、歯・口腔の健康、感染症予防など)
- 医師会、薬剤師会、歯科医師会及び災害救援ボランティア支援センターとの連携による避難所や自宅で避難されている要配慮者等の見守り・健康チェック体制の整備
- 各避難所のバリアフリー化、AED配備及び救命講習会の推進
- 感染症対策に配慮した避難者収容備品等の維持・整備
- 各小学校体育館への空調設備の設置
- 避難所となる地域会館等へのスポットクーラーの配備
- 民間福祉施設との避難場所等の提供に係る協定の締結の推進
- 災害医療資機材の備蓄・整備
- 災害用医薬品の備蓄・整備
- 災害用医薬品の備蓄保管設備の整備・維持
- ペットとの同行避難が可能な避難所の拡充・整備
- 災害時におけるペットとの同行避難に係る周知
- 災害時に飼い主不在となったペットや怪我をしたペットを保護するための具体的な方策の検討及び動物収容保護体制の整備

### 3 必要不可欠な行政機能や情報通信機能等を確保する

#### 3-1 職員・施設等の被災による町災害対策本部と行政機能の低下

##### 脆弱性の評価

##### ① 町職員の被災

大規模災害では、地域住民等からの救助や応急対策に係る要請への対応、災害に係る各種の処理業務に併せ、役場本来の業務も最小限、継続して実施する必要があり、職員の業務量は膨大となる可能性があります。

このような状況の中、町職員の被災による人員不足と相まって、町の行政処理能力を超過してしまった場合は、災害対策本部活動と現地の応急対策活動及び役場本来の業務の継続に大きな影響を受ける可能性があります。

##### ② 庁舎等の被災による機能低下

大規模地震において、旧耐震基準で建築され築40年以上経過している第1・2庁舎は、倒壊又は損壊のリスクが高く、庁内の各種設備や機器等も損壊する可能性があります。

また、停電により全庁舎は非常用電源設備の電力不足が予想されます。

これらの被害により、災害対策本部活動と役場本来の業務の継続に大きな影響を受ける可能性があります。

##### ③ 応急対策活動に係る実践経験の不足

本町は、住宅の応急危険度判定や家屋被害認定調査及び社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの開設・運営について、それぞれ関係団体と協定を締結しておりますが、実践経験が少ないことから、職員等による迅速かつ円滑な運営等を実践するための平時からの体制づくりや訓練等が必要です。

#### ④ 新たな人的資源の確保

復旧活動に移行する段階では、行方不明者の安否確認や応急仮設住宅、被災者生活再建支援に係る処理業務などのため、新たな人的資源の確保が必要となることが予想されます。

また、本町は避難所の開設運営を自主防災組織と連携し運営することとし、マニュアルを作成し訓練等を行っておりますが、運営が長期間に及ぶ場合は、避難所の集約を図りつつも運営スタッフが不足する場合があります。

#### ⑤ 治安等の悪化や地域コミュニティの崩壊

警察機能の大幅な低下により、交通確保や地域の防犯力が悪化する恐れがあります。

また、災害による混乱と人材や資機材等の不足により、地域コミュニティが機能不全に陥る可能性があり、災害関連死を招く恐れがあります。

## 取組の方向性

- ・ 発災当初における災害対応マニュアル等を整備します。
- ・ 庁舎等の耐震化や災害対策本部の機能発揮に必要な各種設備等の維持・整備を図ります。
- ・ 応急対策活動や復旧活動の実践経験不足を補うためのマニュアル等の整備や訓練・研修等を計画的に実施します。
- ・ 町職員不足時における人的資源の確保を図ります。
- ・ 各自主防災組織と連携した避難所運営等を図ります

## 具体的な取組

- 災害種類別に柔軟に対応できる非常配備編成表の整備
- 職員すぐメールや職員安否確認に係るシステム等の整備
- 避難指示発令や災害派遣要請などの意思決定に係る災害対応マニュアル等の整備
- 第1・2・3庁舎、保健センター及び消防本部の耐震化や長寿命化及び非常用電源設備の強化、無線・映像伝送設備の充実
- 災害対策本部及び医療本部の設置場所に必要な資機材の整備
- 町保有車両の充実
- 業務継続計画（BCP）の策定
- 災害時受援・応援計画の見直し・整備
- 応急危険度判定・家屋被害認定調査に係る防災訓練や研修会などの開催・参加
- 応援職員の派遣に係る国・県・他市町との連携の強化
- 復旧・復興に係る職員等の臨時採用体制の整備
- 社会福祉協議会による災害救援ボランティアセンターの開設運営に係る支援体制の整備
- かながわ災害救援ボランティア支援自治体ネットワーク（神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター）との連携の強化
- 各自主防災組織と連携した地域コミュニティを踏まえた避難所運営や応急仮設住宅の入居及び復興活動

## 3-2 情報通信の機能不全

### 脆弱性の評価

#### ① 庁舎内の情報通信機器の機能不全

旧耐震基準で建築され築 40 年以上経過している第 2 庁舎は、大規模地震による倒壊や損壊のリスクが高く、デジタル推進室に設置されている各種行政システムやサーバー機器が当該地震でダウンした場合、庁内全体の情報通信機器やネットワークが機能不全に陥る可能性があります。

また、情報通信機器の耐用年数の超過と情報通信技術の多様化・高速化などの技術革新により、情報通信システムを定期的に更新又は再整備することが必要不可欠な状況です。

#### ② 多種多様な情報収集及び情報伝達手段の確保

地震、津波、風水害等に伴う防災・災害情報等を国、県、防災関係機関等から適時適切に情報収集し、町民等に対し避難情報等を迅速かつ的確に伝達するため、防災行政通信網や防災行政無線、防災関連システム等を適切に運用するとともに、災害時において不断の機能を有することが重要です。

また、町民等に避難情報等を確実に伝達するためには、メール配信やデータ放送などの複数の伝達手段が必要です。

これらの機器や設備等は、耐用年数の超過と情報通信技術の多様化・高速化などの技術革新により、定期的に更新又は再整備することが必要不可欠な状況です。

#### ③ 災害時の避難行動要支援者や外国人などに対する支援

要配慮者のうち、特に支援を必要とする避難行動要支援者や外国人などに対する効果的な情報伝達手段の整備が必要です。

また、メール配信などの情報伝達手段を持たない方や操作できない方などへの効果的な情報配信ツールの検討も必要です。

#### ④ 富士山火山噴火による降灰の影響

町内全域の電力・通信施設や設備が機能不全に陥り、町民の生活等が混乱するおそれがあります。

## 取組の方向性

- ・ 庁舎内の情報通信ネットワークが機能不全に陥らないよう、運用方法の検討や維持・整備を行います。
- ・ 災害時に不断の機能を有することが重要な各種防災関連機器等の適時・適切な維持・整備を行います。
- ・ 富士山火山噴火に伴う降灰による電力・通信施設などへの影響等について周知を図ります。

## 具体的な取組

- 各種行政システム・サーバー等の耐久化・冗長化及び維持・整備
- 防災行政無線の長寿命化及び維持・整備
- 防災行政無線以外の複数の伝達手段の確保及び維持・整備
- 情報通信機器に対する非常用発電機やバッテリー、移動電源車等の整備
- 報道機関、携帯電話会社、SNS等を活用した災害情報伝達の拡充
- 神奈川県が行う防災行政通信網の再整備等に対する支援
- ドローンを活用した新たな情報収集・伝達手段の検討・整備
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）、防災行政通信網、神奈川県防災行政通信網（デジタル）、災害情報管理システム、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急情報ネットワークシステム（EMネット）の操作方法の習熟化
- 避難所における臨時Wi-Fiスポットの設置の推進
- 避難行動要支援者や外国人被災者に対する効果的な情報配信ツールの検討・整備
- 富士山火山防災訓練などを活用した降灰による通信被害等の周知

4 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、  
早期に復旧させ、経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 ライフラインの長期間にわたる機能停止及び食料等の安定供給の低下

脆弱性の評価

① ライフラインの長期間にわたる機能停止

大規模災害によるライフライン施設の損壊等により、電力、上下水道、石油、ガス、ガソリンなどの供給機能等が停止し、その回復や応急復旧に時間を要した場合、災害応急対策活動に影響を与えると同時に町民生活や企業活動が混乱するおそれがあります。

② 食料等の安定供給の低下

大規模災害により、町内の大型店舗や小売店、農産物直売所などが被害を受けるとともに、道路の損壊やライフライン施設の機能停止によって、店舗の営業を再開できない状況が長期間続いた場合は、安定した食料等の供給が大きく低下するおそれがあります。

そのため、町備蓄計画に基づいた備蓄食料や生活必需品、医療資機材・医薬品等の継続的な備蓄と、これらを保管する倉庫の維持管理が必要です。

また、大型店舗などと食料や生活用品などを緊急に調達要請できる協定を締結し、平時から連携を図る必要があります。

③ 町外からの物流体制の強化

町外から搬送される大量の支援物資を保管できる施設を確保するため、比較的大型の倉庫を所有する施設管理者等と協定を締結し、平時から連携を図る必要があります。

また、物流体制の被害を最小化し流通を停滞させないようにするため、トラック協会や運送業者と協定を締結し、平時から連携を図る必要があります。

#### ④ 各家庭での備えの強化

大規模災害により自宅が倒壊などから免れた場合、発災後も自宅にとどまって当面生活することが想定されるため、日頃から自宅で生活する上で必要なものを備えておくことが重要であり、各家庭での備えの強化について周知が必要です。

## 取組の方向性

- ・ ライフライン事業者との連絡・連携体制を確立します。
- ・ 災害応急対策時に必要な電力、石油類燃料などを安定供給するための施策を推進します。
- ・ 食料品、生活用品及び各種資機材等の備蓄を推進します。
- ・ 上下水道等の耐震化・整備を推進するとともに、応急給水施策を推進します。
- ・ 支援物資等の調達、保管及び輸送に関する取組を推進します。

## 具体的な取組

- ライフライン事業者との早期復旧に係る協議や共同訓練の実施
- 応急対策時に重要な車両や施設等に対する石油類燃料の安定供給の確保
- 電気自動車の導入及び電気自動車からの給電器材の導入
- 庁舎の省エネ、太陽光発電・蓄電設備などの再生可能エネルギー設備の設置
- 浄水場、配水池、簡易水道などの耐震化や非常用電源装置の整備、緊急遮断弁の設置
- 備蓄計画に基づいた各種備蓄品の備蓄及び保管倉庫の整備
- 町民・事業者自らの食料品等の備蓄の周知
- 飲料水の供給に必要な給水車・資機材等の導入・備蓄・整備
- 配水池から断水や孤立が予想される地域などに対する給排水訓練の実施
- 避難所等における、ろ水機等を使用した応急給水訓練の実施
- 浄水センター、雨水・汚水処理施設などの耐震化、復旧用資機材の強化
- 速やかに応急復旧等を行うための管工事協同組合や水道事業者等との連携
- 支援物資等の大型保管場所の確保及び管理者等との連携
- 大型店舗や医療関係団体、物流団体との協力応援体制の整備及び連携
- 物資調達・輸送調整等支援システムによる支援物資等の適時・適切な運用

## 4-2 緊急輸送道路網・東海道本線の分断による交通ネットワークの機能停止

### 脆弱性の評価

#### ① 町内の緊急輸送道路網

本町の町外に通じる道路は、すべて国道・県道であり、神奈川県により「緊急交通路線指定想定路線」及び「第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路」に指定されています。

そのため、大規模災害時には、それぞれの交通管理者や道路管理者等が国や県、本町などと連携し、当該道路上の倒壊物やガレキ等を一時的に排除する道路啓開作業や応急復旧を行うとともに、一般車両の通行を制限し緊急車両の通行を優先させることになっております。

一方、町の主要な防災拠点（ヘリコプター臨時離着陸場、広域応援部隊の活動拠点、災害医療拠点、支援物資保管庫、福浦漁港など）に至る道路の多くが町道等であり、第1・2次緊急輸送道路を補完する必要があります。

#### ② 防災拠点に至る町道等の速やかな点検・補修及び維持管理

大規模災害時には、防災拠点に至る町道等を優先した初動対応パトロールや道路啓開作業、応急復旧が重要であり、発災当初は町内の建設業関連団体との協定により、その体制を確保する必要があります。

#### ③ 平時からの体制づくり

緊急輸送道路網の被害規模が大きい場合は、国や県と連携し、速やかに警察や自衛隊、TEC-FORCE等の支援が受けられる体制づくりと、応急復旧等に必要な土木資材等の確保について検討が必要です。

また、町道においては、橋りょうの耐震化や長寿命化計画等に基づく道路施設の適切な維持管理等が必要です。

さらに農道や林道は、災害発生時に迂回路として活用し得るため、効果的な対象路線の選定と同様な維持管理等が必要です。

#### ④ 多重型交通ネットワーク

災害時において、緊急輸送道路網を確保する見通しがついた場合は、生活道路や東海道本線、バス路線などの基幹的交通ネットワークの機能を維持又は復旧する必要があります。

また、新たな道路開発及び隣接市町の新幹線駅や海路などとの多重型交通ネットワークの検討・働きかけが必要です。

## 取組の方向性

- ・ 災害時の応急対策に必要な緊急輸送道路網を整備するとともに、関係機関等との更なる連携を推進します。
- ・ 町道及び応急対策上必要となる農道・林道の整備を推進します。
- ・ 災害時における多重型交通ネットワークについて検討・推進を図ります。

## 具体的な取組

- 発災当初における緊急輸送道路（国道 135 号・県道 75 号・県道 740 号）の応急復旧等や交通統制に係る国や県、小田原警察署との連携及び平時からの訓練等の実施
- 防災拠点等に至る町道等の第 1・2 次緊急輸送道路補完道路への指定
- 発災当初における町道等の初動対応パトロールや道路啓開作業、応急復旧等に係る町内建設業関連団体等との協定締結及び平時からの訓練等の実施
- 町道・橋りょう等の耐震化・長寿命化の推進及び定期点検・整備
- 救助活動等の応急対策や応急復旧、復興時の循環性を確保するための狭あい道路や公共交通不便地域の道路整備
- 緊急輸送道路の応急復旧等に必要な土木資材等の確保に係る検討及び国や県に対する働きかけ
- 災害時における多重型交通ネットワークを確保するための対策法の検討及び関係機関との連携

#### 4-3 漁港施設、船舶の被災による漁港機能・海上輸送機能の低下

##### 脆弱性の評価

###### ① 漁港機能の低下

津波により陸上に押し上げられた船舶が損傷したり、船体により漁港や周辺施設等が損壊したり、燃料漏えいによる二次被害などで、漁港機能が低下するおそれがあります。

また、福浦漁港施設の老朽化が進んでおり、津波や高潮等の大規模災害に伴う当該施設の被害を低減するための対策が必要です。

###### ② 海上輸送機能の低下

大規模災害時は、町外に通じる道路の通行規制や東海道本線の運転見合わせにより、町が孤立する可能性があり、航空及び海上輸送の機能が必要となります。

福浦漁港の岸壁は、港内入口が狭あいであることから、大型船舶が着岸できないため、大規模災害時には、比較的小型の船舶で緊急物資の搬送を行わなければならない、災害時においても機能を有するような岸壁が必要です。

### 取組の方向性

- ・ 大規模災害時において、緊急支援物資輸送を行う比較的大型の船舶が着岸できるよう漁港や周辺施設の整備を推進します。

### 具体的な取組

- 耐震強化岸壁及び船舶係留設備の強化整備
- 漁港周辺道路の耐震化
- 津波漂流物の撤去に係る関係機関等との連携
- 福浦漁港施設の整備推進

5 複合災害・二次災害を発生させず、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5-1 農地や森林、海岸等の被害・荒廃による地域産業力の低下

脆弱性の評価

① 農林業施設や農地、森林の被害・荒廃

農林業施設の老朽化が進み、大規模地震に伴う当該施設の被害を低減するための対策を必要としています。

また、大規模災害による海水等の浸水や化学物質等の流出又は火山灰の荒廃などで、土壌や水質汚染が発生した場合、農地や森林が被害を受け、荒廃してしまう可能性があります。

他方で、町は農林業を活性化するため、農道や広域農道の整備、有害鳥獣による被害対策、耕作放棄地対策、中山間地域等直接支払制度の活用、ふれあい農園・遊休農地の活用、林道・生活環境保全林の整備、育林の指導援助、森林保全の担い手の育成及び後継者対策などを推進しており、大規模災害により、これらの施策の推進が大きな影響を受け、地域産業力が低下する可能性があります。

② 海岸等の荒廃

現在、神奈川県が海岸保全施設計画「湯河原海岸 安全・安心な海辺づくり計画」に基づき、レベル1津波\*を前提とした本町における海岸の堤防高の嵩上げ工事を実施中であり、令和2年度に門川地区の工事が終了し、今後は、吉浜地区（新崎川河口付近及び湯河原海岸）が整備される予定です。

大規模地震に伴いレベル2津波\*が発生した場合は、ガレキやガソリン等の燃料の流出などにより、湯河原海岸等の荒廃が予想されるとともに、同海岸の砂浜の浸食が懸念されます。

また、富士山火山の噴火に伴う火山灰の降灰により、農作物や漁業資源、自然環境への被害のほか、インフラへの影響が懸念されます。

他方で、町は奥行きが深い、海・町・山・川が連なる良好な自然環境を保全し、これと調和した観光などの景観形成と、地場産の海産物の消費拡大、海洋レジャーと漁業関係者の共存などに努めており、大規模災害により、これらの施策の推進が大きな影響を受け、地域産業力が低下する可能性があります。

※レベル1津波：数十年から百数十年に1度程度の頻度で再来する津波で、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

レベル2津波：数百年から千年に1度程度の極めて低頻度で発生するものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

## 取組の方向性

- ・ 大規模災害による地域産業力を低下させないため、各種の施策を推進します。
- ・ 神奈川県「湯河原海岸 安全・安心な海辺づくり計画」に基づく海岸保全施設整備を推進します。
- ・ 海岸上のガレキ等漂着ごみを早期に撤去する体制を構築します。

## 具体的な取組

- 農道の整備及び広域農道整備の促進
- 耕作放棄地対策の推進
- 有害鳥獣被害対策の推進
- 出作農地の活性化対策の推進
- 中山間地域等直接支払制度<sup>※</sup>の活用推進
- ふれあい農園・遊休農地の活用推進
- 林道及び生活環境保全林の整備の促進
- 育林の指導援助、森林保全の担い手の育成
- 神奈川県による「湯河原海岸 安全・安心な海辺づくり計画」に基づく海岸保全施設整備（新崎川河口付近及び湯河原海岸）の推進
- 防災機能を有する湯河原海浜公園の整備
- 町内建設業団体と連携したガレキ等海岸漂着ごみの撤去体制の構築
- 富士山火山防災訓練などを活用した降灰による農作物や漁業資源への被害等の周知

※中山間地域等直接支払制度：農業・農村が持つ多面的機能を守るために、中山間地域等で農業をしている人たちを支援する制度で、農業を継続すると協定を結んだ人たちを経済的に支援する制度

## 5-2 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

### 脆弱性の評価

#### ① 産業廃棄物等の処理

廃棄物処理においては、真鶴町と一部事務組合を組織し、施設の延命化を図りながら両町の一般廃棄物処理を行っており、ごみ処理の効率性、経済性、環境負荷の軽減という観点から近隣市町とともに広域的なごみ処理システムの構築に向けた検討・協議を進めており、令和7年度中に足柄下郡の燃えるごみを湯河原町真鶴町衛生組合で焼却処理するための基幹改良工事を令和5年度以降に実施する予定です。

大規模災害が発生した際には、廃棄物処理施設損傷等に伴い処理機能の停止が危惧されます。また、一般廃棄物の収集については、業者に全面委託していますが、収集体制の継続を図るための支援体制の構築が必要です。更に大規模災害時には災害廃棄物が多量に発生することが想定され、その仮置きのための土地の確保が課題となっています。

#### ② し尿等の処理

し尿等の処理については、し尿は委託業者によって収集し、浄化槽汚泥は許可業者によって収集され、真鶴町にある貯留施設に一時貯留した後、熱海市にある前処理施設に運搬し、前処理後、下水道施設に投入して共同処理を行っていますが、大規模災害発生時には、平時の体制を維持することが困難となることが見込まれます。

大規模災害によって、廃棄物の処理が遅滞した場合は、復旧・復興に大きく影響を及ぼす可能性があることが見込まれます。

## 取組の方向性

- ・ 災害時における廃棄物の収集、運搬及び処理が適正かつ円滑に処理されるよう、関係機関と連携を図りながら速やかに廃棄物処理体制の構築を図ります。

## 具体的な取組

- 一般廃棄物処理施設の耐震化・長寿命化の推進
- 国、県、近隣市町や民間事業者等との連携強化による災害時における廃棄物処理の協力体制の構築
- 一般廃棄物及びし尿等の収集運搬業務のバックアップ体制の検討
- 災害廃棄物一時保管のための候補地の選定
- 災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画を策定
- 汲み取り便槽または単独処理浄化槽から、災害に強いとされる合併処理浄化槽への転換の促進

### 5-3 観光資源の被災、風評被害等による来町者の減少と地域経済への影響

#### 脆弱性の評価

##### ① 観光資源等の被災による影響

本町は宿泊観光客の滞在時間を長くするため、観光施設づくり、四季を通じた隙間のないイベントの実施及び魅力ある民間施設の充実、近隣観光地経由の誘客対策、大型宿泊施設の誘致や老舗旅館の再生支援など、観光資源の拡充・整備に努めております。大規模災害により、観光資源や町営温泉施設、交通アクセスが被災した場合は、風評被害と重なり、来町者が減少し、このような施策が推進されず、地域経済に大きな打撃を受けるおそれがあります。

##### ② 風評被害による影響

復旧・復興が長期化し、被災地としてのイメージが定着してしまうと、そこからの脱却が困難となる上、思わぬ風評被害が発生し、観光や農産物・水産物などの販売に大きな痛手を与えるとともに、復旧・復興が更に遅れるといった負のスパイラルに陥る可能性があります。このため、被災地としてのイメージの長期化や風評被害の防止のため、先手を打った広報戦略の策定が必要になります。

## 取組の方向性

- ・ 平時から観光資源・文化財等を維持管理するとともに、長寿命化・近代化対策等を推進します。
- ・ 観光資源等が被災した場合は、努めて速やかに被災状況を調査し、早期復旧体制を確立します。
- ・ 風評被害を防止するための先行的な対策を図ります。

## 具体的な取組

- 観光防災危機管理対策の策定
- 観光資源の拡充・整備
- 観光施設及び観光拠点の整備・充実、個性化
- 観光客等に対する安全、安心の確保
- 観光情報の発信の活性化、観光宣伝の強化
- 観光人材育成と団体活動の活性化
- おもてなしの向上
- 温泉場地区を中心とした街なみの修景整備

## **第5章 町地域計画の進行管理**

### **1 取組事業の精選と計画的な事業の実施**

町地域計画で位置づけられた方向性と具体的な取組は、「町総合計画」及び「地域防災計画」と整合を図るとともに、自然災害などによる取組事業への影響等を踏まえ、計画的かつ柔軟に推進します。

そのため、毎年度、取組むべき事業を精選し着実に実施するとともに、各事業の進捗管理を適時適切に行います。

### **2 取組の評価**

町地域計画で位置づけられた取組の方向性と具体的な取組については、実施した事業の実績などから、その効果を検証するとともに、湯河原町防災会議などにより意見や提言を求め、本町の強靱化の視点（リスクシナリオの回避）から再評価を行います。

### **3 計画期間と全体の取組の見直し・改善**

町地域計画は、災害に強い人づくり、地域づくり、まちづくりの取組の方向性を示すものであるため、計画期間を定めません。

そのため、再評価によって得られた内容の蓄積や町総合計画の改定、国基本計画の見直し、関係法令の改正、大規模自然災害による社会情勢の変化等が発生した場合には、本町で設定するリスクシナリオ及び脆弱性の再認識を行い、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。